

公立大学法人和歌山県立医科大学

# 年度計画

【平成18年度】

和歌山県立医科大学



## 目次

第1	年度計画の期間及び教育研究上の基本組織	
1	年度計画の期間	3
2	教育研究上の基本組織	3
第2	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置	
1	教育に関する目標を達成するための措置	3
2	研究に関する目標を達成するための措置	8
3	附属病院に関する目標を達成するための措置	10
4	地域貢献に関する目標を達成するための措置	13
5	産官学の連携に関する目標を達成するための措置	14
6	国際交流に関する目標を達成するための措置	15
第3	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	
1	運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	15
2	教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	15
3	人事の適正化に関する目標を達成するための措置	16
4	事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	16
第4	財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	
1	外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	16
2	経費の抑制に関する目標を達成するための措置	17
3	資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	17
第5	教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置	
1	評価の充実に関する目標を達成するための措置	17
2	情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	17
第6	その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置	
1	施設及び設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	18
2	安全管理に関する目標を達成するための措置	18
3	基本的人権の尊重に関する目標を達成するための措置	18
第7	予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	19
第8	短期借入金の限度額	19
第9	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	19
第10	剰余金の使途	19
第11	その他	
1	施設及び設備に関する計画	19
2	人事に関する計画	19
3	積立金の処分に関する計画	20
	(別紙) 予算、収支計画及び資金計画	21
	(別表) 教育研究上の基本組織	24
	用語解説	25

## －年度計画記載上の注意事項－

### 1 番号設定

年度計画の項目は、中期計画の項目に対応しており、項目の細列は下記の順序を用いている。

第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)
第2	2	(2)	イ	(イ)	b	(b)
第3	3	(3)	ウ	(ウ)	c	(c)

中期計画の項目番号を  枠で囲っている。

## 第1 年度計画の期間及び教育研究上の基本組織

### 1 年度計画の期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日までとする。

### 2 教育研究上の基本組織

別表に記載する学部及び研究科を置く。

## 第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

### 1 教育に関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

##### ア 学部教育

###### (ア)－1

普遍的な知識の獲得を図るため、人文、社会、科学の各分野に多くの科目を開講する。

###### (ア)－2

- a 医療専門職としての知識や技術のみならず、豊かな人間性を涵養するため、ケアマインド教育をカリキュラムの中で充実する。〈医学部〉
- b 「人間の理解」「社会の理解」「人間と生命倫理」に関する科目を開講する。〈保健看護学部〉

###### (ア)－3

- a インターネットを用いた情報収集、情報交換について学習する「情報処理」の科目を実施する。  
また、インターネットを用いたEBM教育を導入する。〈医学部〉
- b 基礎的情報処理能力を養い応用するため、「情報処理演習」を行う。〈保健看護学部〉

###### (イ)－1

- a 基礎医学教室に所属して、医学を支える基礎的研究の進め方を理解させる「基礎配属」を実施する。  
また、「症例検討セミナー(チュートリアル)」により実際の症例を通して問題解決型学習法を教授する。〈医学部〉
- b 課題探求能力、問題解決能力を養い、学問を探求する力を育成するため、「教養セミナー」「保健看護研究Ⅰ・Ⅱ」を実施する。〈保健看護学部〉

###### (イ)－2

自主的学習のためのスペースの確保など、国家試験対策のための学生の修学環境を充実する。

###### (ウ)－1

「医療コミュニケーション」「臨床実習入門」などの科目をはじめ、全ての教育課程においてコミュニケーション能力が育成されるよう取組を進める。

###### (ウ)－2

医療倫理に関する科目を実施するとともに、全学年を通して人権教育を実施する。

###### (ウ)－3

- a 共通講義を導入し、医学部、保健看護学部の学生が協調して学ぶ場を設定する。
- b 看護体験実習を通じてチーム医療のあり方を学ぶ教育を実施する。〈医学部〉

###### (エ)－1

- a 入学後、早期から医療・福祉の現場を体験する「Early Exposure」を実施し、これを検証する。〈医学部〉
- b 早期体験実習をはじめとして、段階的に行う地域での実習を実施する。  
また、「保健看護管理演習」において自主的に地域医療を体験できる学習を推進する。〈保健看護学部〉

(エ) - 2

- a 大学として系統立てた国際交流が実施できるよう、国際交流センターを設置する。
- b 海外の大学や研究機関等へ学生・研修医・教職員を派遣し、また留学生の受け入れを行う。

イ 大学院教育

(ア) - 1

修士課程の第1期生修了年度であることに際し、修士論文の第1回公開発表会を実施するとともに、修了までの手続きを整備し、各科目の充実を図る。

(ア) - 2

「研究者の倫理」、「遺伝子組換え実験安全管理」を、大学院共通科目講義として実施する。

(ア) - 3

保健看護学研究科修士課程（仮称）の開設に向け、教育課程、教員組織、文部科学省との協議内容について検討を行う。

(イ) - 1

多様な領域からの研究手法、解析技術情報に関する講義を大学院特別講義として実施する。

(イ) - 2

- a 英語論文についての講義をカリキュラムの中で実施し、平成18年度から申請する博士の学位論文は、すべて英文原著論文とする。  
また、必要な専門知識を修得させるため、各分野のセミナーを充実させる。

(イ) - 3

「研究者の倫理」、「遺伝子組換え実験安全管理」を、大学院共通科目講義として実施する。（再掲）

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

ア 学部教育

(ア) 入学者受け入れ及び入学者選抜を実現するための具体的方策

a - 1

教育研究開発センターにおいて、入学者選抜方法の評価を行う。

a - 2

入試制度検討部会において、入試制度（面接方法、推薦要件、募集定員など）の検討を行う。

b

県内の高等学校を対象とした大学説明会、オープンキャンパスを実施する。

(イ) 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

a - 1

教育研究開発センターにおいて、カリキュラムについて点検・評価及び改善を行い、問題解決型教育を導入する。

a - 2

卒業時の能力を適正に評価する方法を検討し、実施する。

a - 3

平成19年度のモデル・コア・カリキュラムの編成・統合型カリキュラムの導入に向けてカリキュラム改編を検討する。〈医学部〉

a-4

「総合保健看護」の分野において、「保健看護管理論」「保健看護管理演習」「保健看護英語」などについて講義を行う。〈保健看護学部〉

b-1

臨床実習制度のさらなる充実と地域医療により目を向け、クリニカル・クラークシップをカリキュラムに導入する。〈医学部〉

b-2

臨床実習の充実に向け、学生の学外病院実習を推進する。〈医学部〉

#### (ウ) 教育方法に関する具体的方策

a-1

共通講義を導入し、医学部、保健看護学部の学生が協調して学ぶ場を設定する。  
(再掲)

a-2

単位互換制度を継続し、学生への周知を図る。

b-1

(a) 問題解決能力の増進を図るため、PBL/チュートリアルを導入する。〈医学部〉

(b) 「教養セミナー」などの少人数で実施する演習や実習を実施する。〈保健看護学部〉

(c) より深いものの見方・考え方を育成するため、「特別教養セミナー」により、実験・調査・演習・文献検索等による総合的な学習を行う。〈医学部〉

b-2

長期間のクリニカル・クラークシップ及び入学して早い時期から医療・福祉の現場を体験する「Early Exposure」を実施し、これを検証する。〈医学部〉

b-3

(a) インターネットを用いた情報収集、情報交換について学習する「情報処理」の科目を実施する。

また、インターネットを用いたEBM教育を導入する。(再掲)〈医学部〉

(b) 基礎的情報処理能力を養い応用するため、「情報処理演習」を行う。(再掲)〈保健看護学部〉

b-4

平成18年度計画なし

c-1

教育研究開発センターを中心として、両学部教員の協力体制を推進し、専門職種間教育の実施に向けてのカリキュラムを検討する。

c-2

(a) 医療専門職としての知識や技術のみならず、豊かな人間性を涵養するため、ケアマインド教育をカリキュラムの中で充実する。(再掲)〈医学部〉

(b) 「人間の理解」「社会の理解」「人間と生命倫理」に関する科目を開講する。  
(再掲)〈保健看護学部〉

#### (イ) 成績評価等の実施に関する具体的方策

a

(a) 各科目の試験とともに、共用試験(コンピュータを用いた客観試験(CBT)、客観的臨床能力試験(OSCE))を臨床実習前の成績評価に取り入れる。〈医学部〉

(b) 卒業時の能力を適正に評価する方法を検討し、実施する。(再掲)〈医学部〉

部>

(c) 学生の成績評価システムの標準化の導入準備を行う。〈医学部〉

b

学生の成績評価は、全教員により総合的に判断して行う。〈保健看護学部〉

c

(a) 卒業時に成績優秀者を表彰する。〈医学部〉

(b) 成績優秀者に表彰を行うとともに、短期海外派遣制度の導入を検討する。〈保健看護学部〉

**(オ) 卒業教育との連携に関する具体的方策**

a

教育研究開発センターと卒業臨床研修センターの連携を図り、卒業・卒業教育を一貫して行う。

b

(a) 附属病院の看護師の卒業教育研修に、保健看護学部教員を講師として招き、連携を図る。

(b) 学生の実習について、臨地実習委員会、実習連絡会を継続して保健看護学部と附属病院看護部の連携を図る。また、看護師の卒業教育のシステムを検討する。

**イ 大学院教育**

**(7) 入学受入れ及び入学選抜を実現するための具体的方策**

a

昼夜開講制及び長期履修制度を実施し、ホームページ等で制度周知のための広報活動を行う。

b

医学研究科修士課程では、入学選抜に関して社会人の職業経験等も考慮し、社会人が修士課程においてリカレント教育を受けやすいようにする。

c

(a) 医学研究科博士課程では、入学時期の多様化への対応や長期履修制度の適用とともに、講義開始時間への配慮を継続して行う。

(b) 大学院整備検討委員会において、医学研究科博士課程の充足率向上に向けた方策を検討する。

(c) 外国人の入学を促進するため、英語版の大学院募集パンフレットを作成する。

**(イ) 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策**

a-1

医学・医療に直結した課題に取り組み、研究経験と専門知識、技術を学ばせるカリキュラムを編成する。

a-2

医学・医療に従事する過程で問題発見能力とその解決方法の企画立案能力を持つ研究者、又は高度専門職業人を育成するカリキュラムを編成する。

b-1

医学研究科修士課程では、医学以外の領域の専門知識を医学研究に活用すること等により、学術研究の高度化を図り、優れた研究者の育成と研究能力の開発強化を行う。

b-2

医学研究科修士課程では、幅広い研究領域を含んで専門性を高めるため、博士課程と緊密な連携を取り教育研究を進める。

c

各講座の枠を超えて横断的な知識が修得できるよう再編された大学院博士課程のカリキュラムを実施する。

特に医学研究科地域医療総合医学専攻においては、各教室間の連携を緊密に行い、高度先進的かつ横断的な大学院教育を行う。

(ウ) 教育方法に関する具体的方策

a-1

公開発表会、研究討議会、外部講師及び学外教員による特別講義を開催し、研究レベルの向上及び研究者間の交流を図る。

a-2

「大学院学生要覧」に教育研究目標及び研究指導目標を記載し、これに基づいた研究指導を推進する。

b

大学院の教育研究指導の点検・方法の改善について、組織的な検討を進める。

(イ) 成績評価等の実施に関する具体的方策

a

学位論文の内容要旨及び審査結果要旨を引き続き公表する。

b

優れた研究及び専門能力を有する者を選定し、名誉教授会賞に推薦する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

ア 適切な教職員の配置等に関する具体的方策

(ア)

教育における新たな制度改革等に迅速に対応し、一貫した教育の研究、開発、実践を可能とするため、教育研究開発センターを設置する。

(イ)

- a 実習施設との一層の連携を図るため、病院教授（仮称）制度の導入を検討する。
- b 教育研究開発センターを中心として、両学部教員の協力体制を推進し、専門職種間教育の実施に向けてのカリキュラムを検討する。（再掲）

(ウ)

平成18年度計画なし

イ 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

(ア)

臨床技能研修センターを整備し、効果的な活用方法等学習環境の充実を図る。

(イ)

- a 図書館の蔵書の充実に努め、平日1時間、土曜日3時間の開館時間延長の試行を始める。
- b 図書購入時の選定に当たっては、紙媒体及び電子資料の構成を見直し、電子資料の増加を図る。

(ウ)

医学情報ネットワークの適切な運用管理を行う。

(エ)

平成18年度計画なし

ウ 教育の質の改善につなげるための具体的方策

(ア)

教育の企画部門である教育研究開発センターを設置し、教員の教育方法に関する研修会等を開催する。

(イ)-1

学生の授業評価を教育内容・方法の改善のための資料として活用する。

(イ) - 2

論文審査委員会において、学位論文の審査を厳正に行うとともに、大学院生数、学位取得者数等について検証する。

(イ) - 3

学部卒業者及び大学院修了者の進路・業績等を把握するための調査内容及び調査方法の検討を行う。

#### (4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

##### ア 学習相談、助言、支援の組織的対応に関する具体的方策

(ア)

医学部、保健看護学部の相互理解及び教職員と学生の交流を促進するため、両学部合同で新生オリエンテーションを実施する。

(イ)

クラス担任やゼミの教員による、学生への細やかな対応を行う。〈保健看護学部〉

(ウ)

災害傷害保険・賠償責任保険への全員加入を継続する。〈医学部〉  
実習時等における任意保険への加入を推奨する。〈保健看護学部〉

##### イ 生活相談、就職支援等に関する具体的方策

(ア)

- a 健康管理センター（仮称）を設置し、健康相談、応急処置など心身両面で学生の健康管理を支援する。
- b 外部カウンセラーによる相談室の設置を検討する。〈保健看護学部〉

(イ)

授業料減免制度や日本学術支援機構等の奨学金制度を活用する。  
また、本学独自の修学奨学金貸付制度を創設する。

(ウ)

- a 担任、ゼミ担当教員、進路指導教員が、進路相談に応じる体制を継続する。〈保健看護学部〉
- b 大学院生については、主科目研究指導教員及び大学院委員会が中心となり進路指導を行う。

##### ウ 留学生支援体制に関する具体的方策

(ア)

ホームページ等を活用し、大学、大学院の研究活動、学費、学生生活等に関する情報を適切に提供する。

(イ)

大学として系統立てた国際交流ができるよう、国際交流センターを設置し、外国人研究者等の受入れ体制、支援体制の整備・充実を行う。

(ウ)

- a 海外の大学や研究機関等へ学生・研修医・教職員を派遣し、また留学生の受入れを行う。（再掲）
- b 海外の大学との新たな交流協定の締結を行うなど、交流を推進する。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

#### ア 目指すべき研究の方向と研究水準に関する具体的方策

(ア) - 1

- a 健康増進・癒しの科学センターを中心として、予防医学に関する研究を行う。
- b がん診療連携拠点病院の指定に向け、附属病院におけるがんの診療体制を充実し、診療活動の改善につなげる。

(ア)－2

基礎的研究のみならず臨床研究にも重点を置き、各部門から昨年度の実績を上回る英文原著論文を発表する。

(イ)－1

臨床研究管理センター及び先進医療開発センターを設置し、臨床研究、先端医療の研究を行う。

(イ)－2

- a 研究テーマを学内から公募し、応募者のプレゼンテーションによる選考を行い、優れた学術研究への助成を行う。
- b 基礎医学と臨床医学の連携を円滑に進めるため、ラジオアイソトープ実験施設、動物実験施設、中央研究機器施設の管理責任者を統合し、機器の共同利用を促進する。

(イ)－3

博士課程終了後の若手研究者の雇用の場を創設するため、特別研究員制度を新設し、研究者層の充実を図る。

#### イ 成果の社会への還元に関する具体的方策

(ア)

- a 生涯研修・地域医療支援センターにおいて、県民を対象とした公開講座等各種の学習機会を10回以上提供し、地域住民への健康・保健知識の啓発を行う。  
また、保健看護学部においても、地域住民の要望に応じた健康に関する公開講座を継続して実施する。
- b 本学教員による出前授業を実施する。
- c 高等教育機関コンソーシアム和歌山で実施する公開講座への講師派遣を行う。

(イ)

寄附講座、受託研究、企業との共同研究を拡大する。

#### (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

##### ア 研究体制に関する具体的方策

(ア)

博士課程終了後の若手研究者の雇用の場を創設するため、特別研究員制度を新設し、研究者層の充実を図る。(再掲)

(イ)

- a 「医学部教員の公募に関する申し合わせ事項」を作成し、助教授から助手までの教員採用の多様化を図る。
- b 教授の公募について、選考委員会の活動をより活発化し、候補者の選考について積極的に取り組む。

(ウ)

学内の研究活動を活性化させるため、研究活動活性化委員会を設置し、研究者のプレゼンテーションによる選考方法を導入する。

(エ)

平成18年度計画なし

##### イ 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

(ア)

学内研究施設の利用状況を調査し、必要な研究環境について検討する。

(イ)

ラジオアイソトープ実験施設、動物実験施設、中央研究機器施設の管理責任者を統合し、学内共同利用施設等の機器の導入・更新を計画的に行うとともに、効率的な運用を図る。

#### ウ 研究の質の向上につなげるための具体的方策

(ア)

研究テーマを学内から公募し、応募者のプレゼンテーションによる選考を行い、優れた学術研究への助成を行う。（再掲）

(イ)

研究活動の評価方法について検討する。

#### エ 研究資金の獲得及び配分に関する具体的方策

(ア)

研究活性化、外部資金導入等を積極的に推進するため、産官学連携推進本部を設置する。

(イ)

他大学との共同研究を継続して実施するとともに、産官学連携推進本部を中心として共同研究等への参加を奨励する。

(ウ)

研究テーマを学内から公募し、応募者のプレゼンテーションによる選考を行い、優れた学術研究への助成を行う。（再掲）

(エ)

選考により若手研究者の研究への資金配分を行い、研究者を育成する。

(オ)

外部資金により、新規の研究分野を拡大する。

### 3 附属病院に関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育及び研修機能を充実するための具体的方策

ア-1

本学の特色ある診療科等の特徴を活かした臨床教育の場を提供するとともに、教育研究開発センターと卒後臨床研修センターとの連携により効率的な教育効果を図る。

ア-2

患者本位の医療や円滑なチーム医療を推進できる人格形成を図るため、ケアマインド教育をカリキュラムの中で充実する。

イ-1

後期研修プログラムを実施し、卒後臨床研修から専門研修まで一体的な研修を行う。

イ-2

協力病院と連携した卒後研修プログラムを研修医に提供する。

イ-3

看護師の卒後教育の充実・教育体制の確立のため、従来の経年的教育ではなく、臨床看護実践能力の習得段階を示し、修得段階に応じた研修を行う。

イ-4

研修内容に応じて、外部講師の招聘を行う。

ウ-1

臨床医学講義、卒後臨床研修におけるプライマリケア、総合診療教育について、附属病院本院、紀北分院、地域の研修協力病院で役割分担を行う。

ウー2

卒後臨床研修において、高齢者医療研修や介護・福祉との連携を行う。

エー1

(ア) 附属病院本院に地域連携室を設置し、地域の医療機関からの紹介患者の予約受付、入院患者に対する転退院支援、医療・福祉に関する相談等を行い、地域医療連携を推進する。

(イ) 紀北分院では、「紀北分院通信」を継続するとともに、地域医師会の病診連携部門に積極的に参加し、活動する。

エー2

(ア) 各種医療技術者の養成を目的とする学校・養成所等からの実習生を受け入れる。

(2) 研究を推進するための具体的方策

アー1

(ア) 健康増進・癒しの科学センターを中心として、予防医学に関する研究を行う。

(再掲)

(イ) がん診療連携拠点病院の指定に向け、附属病院におけるがんの診療体制を充実し、診療活動の改善につなげる。(再掲)

アー2

基礎的研究のみならず臨床研究にも重点を置き、各部門から昨年度の実績を上回る英文原著論文を発表する。(再掲)

アー3

臨床研究管理センター及び先進医療開発センターを設置し、臨床研究、先端医療の研究を行う。(再掲)

イー1

臨床研究管理センター治験部門において、一元的な治験実施管理体制を構築する。

イー2

治験審査委員会において、倫理的及び科学的観点から調査審議し、患者の権利の擁護を推進する。

ウ

患者本位の安心できる医療の実現のため、医療現場の課題を抽出し、解決するシステムの確立に向けた検討を行う。

(3) 地域医療への貢献と医療の実践を達成するための具体的方策

アー1

(ア) 専門医としての実践能力の向上を図るため、後期研修プログラムを開始する。

(イ) 高度医療に貢献する医療専門職業人を育成するため、コ・メディカル等職種毎の教育・研修を計画的に行う。

アー2

計画に基づき、医療機器を更新する。

イー1

人権に関する研修を全学一斉及び各所属単位で実施する。

イー2

外来・入院を臓器別等に分化していくことについて、病院全体での検討を行う。

イー3

財団法人日本医療機能評価機構の認定取得に向け、必要な条件整備を行う。

イー4

(ア) 医療情報の管理についての職員の意識向上を図りながら、ホームページでの診

療実績の公開について、病院全体で統一的に取り組む。

- (イ) 大学のネットワーク及び情報システムに関わる情報セキュリティについて、基本方針、対策要綱及び共通実施手順を施行し、医療情報のセキュリティ体制を強化する。

**イ-5**

- (ア) 患者の栄養状態や食習慣を的確に把握・評価し、適切な栄養指導を実施することにより、病状の改善を図る。
- (イ) 入院患者の嗜好にあわせ選択メニュー制度を充実し、喫食率向上を図る。
- (ウ) 入院患者の病状を的確に把握し、個々人に適合した食事による治療計画を立てることにより在院日数の短縮を図る。
- (エ) 栄養サポートチーム（NST）の活動を推進する。

**イ-6**

- (ア) 附属病院本院に地域連携室を設置し、地域の医療機関からの紹介患者の予約受付、入院患者に対する転退院支援、医療・福祉に関する相談等を行い、地域医療連携を推進する。（再掲）
- (イ) 看護相談室を設置し、専門分野で活動している専門看護師、糖尿病療養指導士による相談を実施する。

**ウ-1**

ドクターヘリの運航時間について、可能な時間帯での運航時間の延長（早朝1時間）を行い、救命救急センターを充実する。

**ウ-2**

災害対策訓練を通して災害対策マニュアルの問題点を把握し、随時見直しを行う。

**ウ-3**

平成18年度計画なし

**ウ-4**

がん診療連携拠点病院の指定に向けたワーキンググループを設置し、必要な体制づくりを行う。

**(4) 医療安全体制の充実に関する具体的方策**

**ア**

医療安全推進部の医師、薬剤師などの医療スタッフの充実により医療安全推進体制の更なる充実を図る。

**イ**

- (ア) 附属病院本院では、リスクマネージャーを中心に医療安全意識の向上を目的とした活動を行う。また事故の類型・領域別のアクシデント・インシデント検討委員会の委員構成の見直しを行う。
- (イ) 紀北分院では、リスクマネージャー会議及び医療安全推進委員会で、医療従事者に対する研修内容を充実する。

**ウ**

医療事故調査委員会に外部委員制度を導入する。

**エ**

医療事故等の公表基準に基づき、医療安全への取組及び医療事故等の経緯や改善策などの状況をホームページ等において公表する。

**(5) 病院運営に関する具体的方策**

**ア-1**

- (ア) 全身性疾患であるリウマチ・膠原病に対応するため、第3内科・整形外科・皮膚科が連携し、リウマチ・膠原病診療体制の充実を図る。

- (イ) 附属病院本院の栄養部門を「病態栄養治療部」として事務組織から中央診療部門へ移行する。
- (ウ) 診断書受付センターを設置し、各種診断書の受付・交付窓口を一元化することにより、手続きの迅速化を図る。

**ア-2**

病院機能向上のため、患者アンケート調査結果を踏まえた具体的な取組を実施する。

**ア-3**

- (ア) 附属病院本院では、外来、病棟においてボランティアの受入れを積極的に行い、ボランティアの業務を拡充することにより地域社会との交流を図り、患者サービスを向上させる。
- (イ) 紀北分院の各種催し、敷地内の植栽管理などにおいて活躍しているボランティアの活動を推進する。

**イ-1**

- (ア) 附属病院の新組織体系のもとで一体的な業務運営を行い、その機能について検証する。
  - ・副病院長1名を紀北分院長に充て、一体的な附属病院運営を推進
  - ・看護部長を副病院長に充て、看護部の附属病院運営への参画を促進
- (イ) 未収金対策（督促・調査・徴収等）のための専任職員を増員し、徴収体制を強化する。  
また、長期滞納者に対しては、法的手段を導入する。
- (ウ) 病院の診療費等の支払にクレジットカードを利用可能にし、カード支払に対応する窓口を設置する。
- (エ) 電子データによるレセプト提出を推進する。

**イ-2**

附属病院の経費削減に向け、新物流システムの導入による医薬材料の在庫の縮減と効率的な物品管理を行う。

**イ-3**

経営分析システムを活用し、各診療科ごとの収支を明確にする。  
また、分析データ等を病院経営に反映させるための仕組みを構築する。

**イ-4**

各部門毎の業務を調査し、アウトソーシングを推進する。  
また、アウトソーシングを行っている業務についての点検・見直しを行う。

**イ-5**

- (ア) 病床稼働率の向上を目指し、附属病院本院に病床管理センターを設置する。
- (イ) 健全な経営を行うため、前年度の実績を踏まえ、紀北分院における在院日数の最適化と病床稼働率の向上を図り、経営改善を行う。

**(6) 附属病院本院と同紀北分院の役割分担及び連携強化を達成するための具体的方策**

**ア**

附属病院本院及び紀北分院の役割分担や職員の交流を行う。

**イ**

紀北分院の医療環境整備に向け、紀北分院整備基本構想（マスタープラン）を策定する。

**4 地域貢献に関する目標を達成するための措置**

**(1)-1**

地域における医療従事者の充実等全学的な地域医療支援について、事業計画等の検

討を進めるため、生涯研修・地域医療支援センターを設置する。

(1)－2

ドクターヘリの運航時間について、可能な時間帯での運航時間の延長（早朝1時間）を行い、救命救急センターを充実する。（再掲）

(1)－3

災害対策訓練を通して災害対策マニュアルの問題点を把握し、随時見直しを行う。（再掲）

(1)－4

平成18年度計画なし

(1)－5

がん診療連携拠点病院の指定に向けたワーキンググループを設置し、必要な体制づくりを行う。（再掲）

(2)－1

高等教育機関コンソーシアム和歌山で実施する公開講座への講師派遣を行う。（再掲）

(2)－2

寄附講座、受託研究、企業との共同研究を拡大する。（再掲）

(3)

学術医療情報の提供、医療資源の有効利用促進、医療従事者の生涯研修等を実施する。

(4)－1

生涯研修・地域医療支援センターにおいて、県民を対象とした公開講座等各種の学習機会を10回以上提供し、地域住民への健康・保健知識の啓発を行う。

また、保健看護学部においても、地域住民の要望に応じた健康に関する公開講座を継続して実施する。（再掲）

(4)－2

本学教員による出前授業を実施する。（再掲）

(5)－1

地方公共団体の審議会、委員会等への参画を通じて、保健医療、福祉施策の立案等に携わる。

(5)－2

健康増進・癒しの科学センターを設置し、県民の健康増進、地域産業への貢献につながる研究を推進する。

## 5 産官学の連携に関する目標を達成するための措置

(1)

産業界、行政、民間団体等との連携を推進するため、産官学連携推進本部を設置する。

また、事務局に企画室を設置し、外部資金に関する情報収集、情報提供を行う。

(2)

産官学民連携において取り組む研究課題等について、ホームページや資料提供等を通じ、積極的な広報活動を行う。

(3)

産官学民連携による活動状況等について、ホームページ等を通じて情報の発信を行う。

(4)

ア 県内の大学と単位互換及び講義・実習における提携等を行う。

イ 高等教育機関コンソーシアム和歌山で実施する公開講座への講師派遣を行う。（再

掲)

## 6 国際交流に関する目標を達成するための措置

(1)

ホームページ等を活用し、大学、大学院の研究活動、学費、学生生活等に関する情報を適切に提供する。(再掲)

(2)

大学として系統立てた国際交流ができるよう、国際交流センターを設置し、外国人研究者等の受入れ体制、支援体制の整備・充実を行う。(再掲)

(3)

海外の大学や研究機関等へ学生・研修医・教職員を派遣する。(再掲)

(4)

海外の大学との新たな交流協定の締結を行うなど、交流を推進する。(再掲)

(5)

附属病院において、外国からの医療技術者の研修を受け入れる。

## 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

### 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1)－1

月1回の理事会の他、定期的に理事懇談会を開催し、重要事項を協議する。

(1)－2

機動的、戦略的な運営を行うため、教育研究審議会と教授会の役割を整理する。

(1)－3

ア 企画戦略機構を設置し、学内外の情報処理機能を高め、戦略的な大学運営を行う。  
イ 理事会直轄組織として産官学連携推進本部及び地域・国際貢献推進本部を設置する。

(1)－4

平成18年度計画なし

(1)－5

経営審議会委員の2分の1以上、教育研究審議会委員に1名以上の学外の人材を登用する。

(1)－6

監事監査及び会計監査人監査、内部監査機能の充実に向けた検討を行う。

(2)－1

学術医療情報の提供、医療資源の有効利用促進、医療従事者の生涯研修等を実施する。(再掲)

(2)－2

地域における医療従事者の充実等全学的な地域医療支援について、事業計画等の検討を進めるため、生涯研修・地域医療支援センターを設置する。(再掲)

### 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(1)

企画戦略機構を設置し、学内外の情報処理機能を高め、戦略的な大学運営を行う。(再掲)

(2)

学内の各種委員会等の業務効率化について、事務局管課で検討する。

### 3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

#### (1)－1

法人に移行する教員及び新規採用教員について任期制の導入を検討する。

#### (1)－2

適正な評価に向けた検証及び改善を図るため、教員の評価制度を試行する。

#### (1)－3

一ヶ月の変形労働時間制を導入する。また、裁量労働時間制についての検討を行う。

#### (1)－4

「医学部教員の公募に関する申し合わせ事項」を作成し、助教授から助手までの教員採用の多様化を図る。(再掲)

#### (1)－5

働きやすい環境整備の一環として、育児代替教員制度を導入する。

#### (1)－6

臨床実習等の指導に協力する医療機関等の優れた医療人に対して臨床教授等の称号を付与し、医学部の臨床実習及び卒後の臨床研修の充実を図る。

#### (2)－1

教職員の能力開発、能力向上及び専門性等の向上に資するため、法人独自の研修を計画的に実施する。

#### (2)－2

他機関との人事交流を行うため、出向に関する制度の整備を行う。

### 4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

#### (1)

ア 効果的、効率的な大学運営を行うため、事務局体制の見直しを行う。

イ 事務局に企画室を設置し、運営体制を強化する。

#### (2)

業務内容を調査・点検し、給与事務、看護補助業務等のアウトソーシングを推進する。

また、アウトソーシングを行っている業務についての点検・見直しを行う。

## 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

### 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

#### (1)

研究活性化、外部資金導入等を積極的に推進するため、産官学連携推進本部を設置する。(再掲)

#### (2)

平成18年度計画なし

#### (3)

事務局に企画室を設置し、外部資金に関する情報収集、情報提供を行うとともに、法人における共同研究、受託研究、奨学寄附金等外部資金の受入れ手続きを整備する。

#### (4)

学生納付金や各種手数料、施設使用料について、適切な額を検討する。

#### (5)

ア 病床稼働率の向上を目指し、附属病院本院に病床管理センターを設置する。(再掲)

イ 健全な経営を行うため、前年度の実績を踏まえ、紀北分院の在院日数の最適化と病床稼働率の向上を図り、経営改善を行う。（再掲）

## 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1)

電気、ガスの使用量については年間 1%のエネルギー（電気、熱の使用量）の削減に努める。

(2)

附属病院の経費削減に向け、新物流システムの導入による医薬材料の在庫の縮減と効率的な物品管理を行う。（再掲）

(3)

業務内容を調査・点検し、給与事務、看護補助業務等のアウトソーシングを推進する。

また、アウトソーシングを行っている業務についての点検・見直しを行う。（再掲）

(4)

管理経費削減に伴い、教職員が経営観念をもって経費の削減に努めるよう、より一層の意識啓発を行う。

## 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

(1)

会計の専門家の助言を得ながら、適切な資金運用を行う。

また、資産運用面の危機管理対策として決済用預金等を導入する。

## 第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

(1)

諸活動の達成度を点検及び評価するため、必要な情報収集を行い、自己点検・評価体制の検討を行う。

(2)

学生生活アンケート調査を継続するとともに、自己点検・評価を実施する。〈保健看護学部〉

(3)

財団法人日本医療機能評価機構の認定取得に向け、必要な条件整備を行う。（再掲）

(4)

平成18年度計画なし

(5)

教育・研究・医療に業績のあった優秀な教職員を表彰する制度を導入する。

### 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

(1) - 1

ホームページの充実を図り、積極的な情報提供を行う。

(1) - 2

学報のホームページ掲載等により、広報のペーパーレス化を推進する。

(1) - 3

先覚的あるいは先進的な活動等について、積極的に情報提供を行う。

(2)

県の個人情報保護条例の実施機関として、学生、患者、教職員等の個人情報の取扱いについての規程を定め、適切な管理を行うよう周知徹底する。

## 第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

### 1 施設及び設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

(1)－1

建物、設備の老朽化、劣化等を検証して、施設設備の整備計画、医療機器や研究機器の購入計画を策定し、今後の投資額を積算する。

(1)－2

紀北分院の医療環境整備に向け、紀北分院整備基本構想（マスタープラン）を策定する。（再掲）

(1)－3

施設設備の整備計画を策定するにあたっては、資金調達の方法、効率的・効果的な整備手法を検討する。

(1)－4

平成18年度計画なし

(2)

ア 施設設備の利用状況を把握し、検証する。

イ 施設設備の有効活用を促進するため、ホームページ、広報誌等で施設の利用拡大に向けたPRを行う。

### 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

(1)－1

ア 教職員の健康管理体制を強化するため、産業医を配置した健康管理センター（仮称）を設置する。

イ 衛生工学衛生管理者を選任し、安全管理体制を整備する。

ウ 教職員に対する健康診断及び各種人間ドックを実施する。

(1)－2

安全対策のため、学内施設の状況について調査点検し、必要箇所の補修等を行う。

(1)－3

学生等に対する環境保全及び安全衛生教育等を推進する。

(2)

ア 防災避難訓練を実施する。

イ 災害対策訓練を通して災害対策マニュアルの問題点を把握し、随時見直しを行う。（再掲）

### 3 基本的人権の尊重に関する目標を達成するための措置

(1)

全学の人権同和研修及び研修委員研修を更に充実させるとともに全職員の完全参加を目指す。

(2)

教職員の守秘義務、職務専念義務等の服務について就業規則に定め、教職員への周知を図る。

(3)

ア 附属病院本院では、医事受付窓口にて、患者から各種の相談に対応する。

イ 毎月第2・4木曜日を医事心配相談日とするとともに、随時相談を受け付ける。  
また、病院ホールに意見箱を設置し、意見を聴取して病院改善に活かす。

(4)

全学に職場研修委員を配置し、人権啓発の推進に取り組む。

(5)

セクシュアル・ハラスメント防止規程を策定・施行する。また、人権侵害に対応する相談員の配置を行う。

(6)

倫理委員会の事前審査を充実させるとともに申請前の教室等でのチェック機能を充実させる。

## 第7 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

## 第8 短期借入金の限度額

10億円

## 第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

## 第10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究・医療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## 第11 その他

### 1 施設及び設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
医療機器等整備	総額 737	長期借入金 737

### 2 人事に関する計画

- ・任期制度の導入を検討する。
  - ・職員の評価制度を試行する。
  - ・一ヶ月の変形労働時間制を導入する。
  - ・裁量労働時間制についての検討を行う。
  - ・「医学部教員の公募に関する申し合わせ事項」を作成し、助教授から助手までの教員採用の多様化を図る。
  - ・育児代替教員制度を導入する。
- （参考）平成18年度の人件費見込み

12,369百万円（退職手当は除く）

3 積立金の処分に関する計画

なし



## 収支計画

## 平成18年度収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	25,323
経常費用	25,323
業務費	23,959
教育研究経費	898
診療経費	9,496
受託研究費等	81
役員人件費	63
教員人件費	4,228
職員人件費	8,845
一般管理経費	346
財務費用	—
雑損	469
減価償却費	893
臨時損失	—
収益の部	28,280
経常収益	28,280
運営費交付金収益	4,024
授業料収益	452
入学金収益	79
検定料収益	15
附属病院収益	18,081
受託研究等収益	90
寄附金収益	320
補助金等収益	377
雑益	233
資産見返運営費交付金等戻入	3
資産見返物品受贈額戻入	1,333
物品受贈益	469
債権受贈益	2,799
臨時利益	—
純利益	2,957
総利益	2,957

[純利益について]

※ 診療収入等に関する債権受贈益等の影響により純利益が生じている。

資金計画

平成18年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	24,588
業務活動による支出	23,836
投資活動による支出	752
財務活動による支出	—
翌年度への繰越金	—
資金収入	24,588
業務活動による収入	23,851
運営費交付金による収入	4,039
授業料及び入学金検定料による収入	546
附属病院収入	18,081
受託収入	90
寄附金収入	320
その他の収入	773
投資活動による収入	—
財務活動による収入	737
施設費貸付金による収入	737
前年度よりの繰越金	—

(別表)

教育研究上の基本組織

平成18年度

学部、研究科名	学部の学科、研究科の専攻等及び収容定員（人）
医学部	医学科 360人
保健看護学部	保健看護学科 256人
医学研究科（修士課程）	医科学専攻 28人
（博士課程）	146人
	地域医療総合医学専攻
	構造機能医学専攻
	器官病態医学専攻

(注) 医学研究科博士課程は、平成17年度から1学年の定員を31人から42人に変更している。

## —用語解説—

### あ行

#### ○Early Exposure

教養教育科目の中で実施される取組で、和歌山県下の医療施設で現場の医療を入学して早い時期に体験させる。

#### ○アウトソーシング

業務を外部の専門業者に委託すること

#### ○EBM

医療の現場で科学的根拠に基づいた治療法を選択することを指し、科学的な実験や統計学的根拠を基にして医療に検証を加え評価する手法

#### ○医療安全推進部

附属病院の中央部門の一つであり、医療安全を推進するために平成15年に設置。専任の医療安全管理者（看護師）を配置し、病院で発生するインシデント・アクシデント等の問題点の分析・対策を検討している。

#### ○医療倫理（medical ethics）

医療技術を身につけたことへの感謝と奉仕の精神。患者の利益のみを考え、平等に診療すること、患者個人に関することの秘密を守ること等を含む。

#### ○衛生工学衛生管理者

法定設置の基準に基づき、有害なガス、蒸気、粉塵などを発散する作業場で作業環境を評価するほか、施設や作業法の点検、改善、職場の記録の整備などを行う。

#### ○栄養サポートチーム（NST）

医師、看護師、管理栄養士、薬剤師、臨床検査技師、言語聴覚士などの専門職が1つになり、患者に適切な栄養管理を行なうチーム

#### ○オープンキャンパス

大学等が受験生を対象に学校説明会を開いたり、見学・模擬講義等を体験させる。

### か行

#### ○がん診療連携拠点病院

全国どこでも質の高いがん医療を受けられることを目指した制度であり、都道府県知事が推薦し、厚生労働大臣が指定する。各都道府県において、地域がん診療連携拠点病院を2次医療圏に一カ所程度、都道府県がん診療連携拠点病院を各都道府県に概ね一カ所整備することとされている。

#### ○寄附講座

教育・研究を奨励することを目的とした、企業等の寄附金で設置・運営する講座

#### ○共用試験

学生の能力と適性についての一定水準を確保するために実施する全国共通の標準評価試験。基礎・臨床の知識の総合的理解と問題解決能力をコンピュータを用いた客観試験（CBT）、態度・臨床技能を客観的臨床能力（OSCE）で評価する。

#### ○クリニカル・クラークシップ

指導医の下で、チームの一員として診療に参加し、責任の一端を果たしながら、医師の業務、役割やその他の側面を臨床の現場で体験する学習

#### ○ケアマインド教育

豊かな人間性涵養を目的とした教育。本学の医学部教育のカリキュラム構成の柱の一つで、単に患者の心を教えるのではなく、体験し、考えさせる工夫をしている。

#### ○膠原病

皮膚、関節、腎臓、肺、肝臓、心臓、血液、神経系など全身臓器に障害をきたしうる全身性疾患

#### ○高等教育機関コンソーシアム和歌山

和歌山県内の大学などの高等教育機関が、その知的資源を結集し、連携・協力し、より一層の地域貢献と、その魅力発揮を目指して平成13年8月に設立された機関

## さ行

### ○財団法人日本医療機能評価機構

学術的、中立的な第三者の立場での病院を評価する事業を実施している。

### ○裁量労働制

研究開発など、業務の性質上、その業務の具体的遂行方法については大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があるため、使用者の具体的な指揮監督になじまず、通常の方法による労働時間の算定が適切でない業務について、その業務を通常、処理するためにはどの程度の時間を労働するとするのが適当であるかについて労使で協定をしたときは、その時間を労働したものとみなすという制度

### ○奨学寄附金

和歌山県立医科大学の教育・研究を奨励するための寄附金

### ○総合診療

医師個人としても、医学的のみならず心理的・社会的に患者の問題にアプローチできる全人医療の能力や患者－医師関係の根底をなすコミュニケーションスキルなどをもって診療する。

- 1) 地域包括・家庭医療としてのプライマリケア
- 2) 全人医療などを含めた基本的臨床能力
- 3) 2次、3次医療を含めた統合型診療を行う総合科

### ○卒後臨床研修センター

附属病院においてより効果的な臨床研修が実施できるよう、平成16年4月に設置し、研修カリキュラムの管理運営や研修医が自由に利用できる研修室の提供を行っている。

## た行

### ○中央診療部門＝中央部門

検査や放射線など、各診療科を共通して診療の支援を行う部門

### ○昼夜開講制

時間的制約が多い社会人等の便宜に配慮して、同一学部の中に「昼間主コース」、「夜間主コース」を設け、昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行う制度

### ○長期履修制度

職業を有している等の事情により、修業年限を超えた一定の期間にわたって、計画的に教育課程を履修して卒業する制度

### ○ドクターヘリ

医師と看護師が搭乗し、救急現場から本学、高度医療機関などに搬送する間に患者に救命医療を行う。和歌山県全域と奈良県南部、三重県南部を運航範囲とし、平成15年1月から運航を開始している。

## は行

### ○PBL/チュートリアル

少人数のグループに分かれ、各グループにチューターを配置し、提示された症例等を基にグループ内で討論を行い、適切な診断・治療方法を探る学習方法

### ○プライマリケア

患者との継続した関係を築き、家族と地域の広がりの中で診療することに責任を持つ臨床医によって提供される総合的なヘルスケア

### ○変形労働時間制

労使協定又は就業規則等により、1箇月以内の一定の期間を平均し、1週間当たりの労働時間が40時間を超えない定めをした場合、特定された週において40時間(特例事業44時間)、又は特定された日において8時間を超えての労働を可能とする制度

## ま行

### ○モデル・コア・カリキュラム

教育機関の使命や目標、社会のニーズに照らして、その機関のカリキュラムのコア(中心・

核・基礎・統合的な領域・学習者が共通に学習する領域)として策定されるカリキュラム

○問題解決型学習

具体的な状況を事例として与え、少人数グループ討論を通して学生が自主的に自分に必要な学習項目を設定し、自らの力でそれを習得することを通して、自己開発型学習の学び方を修得させようとするもの。

問題解決型学習の一例として、PBL/チュートリアルがある。

ら行

○ラジオアイソトープ実験施設

放射性同位元素を用いる実験施設。コンピュータ制御による放射線の安全管理のもとで維持運営を行っている。

○リカレント教育

職業人を中心とした社会人に対して、学校教育の修了後、いったん社会に出てから行われる教育であり、職場から離れて行われるフルタイムの再教育のみならず、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含む。

○リスクマネージャー

医療に係る安全管理を行う者として病院長が指名する職員

○レセプト

医療保険の支払い機関に提出する診療報酬明細書